

児童の健康状況調書

児童氏名	男・女	児童 生年月日	年	月	日生（	才）
------	-----	------------	---	---	-----	----

下記の質問事項にお答えください。該当するもの全てを○で囲ってください。

妊娠・出産の状況について					
妊娠中の状態	・健康 ・重症のつわり ・中毒症 ・その他（ ）				
妊娠期間	妊娠 週				
分娩時の状況	・自然分娩 ・吸引 ・帝王切開 ・その他（ ）				
出生時の状態	・特別な所見、処置無し ・早産（ 週） ・保育器（ 日） ・仮死 ・酸素使用（ 日） ・その他（ ）				
出生時	体重	g	現在	体重	kg
	身長	cm		身長	cm

発達・健康の状況について	
次の項目はそれぞれいつごろからですか。	体質・病気について
・首がすわる（ ）か月 ・あやすと笑う（ ）か月 ・寝返り（ ）か月 ・お座り（ ）か月 ・はう（ ）か月 ・つかまり立ち（ ）か月 ・歩く（ ）か月 ・おむつがはずれる（ ）か月 ・母乳（ ～ ）か月 ・混合（ ～ ）か月 ・人工（ ～ ）か月 ・離乳食開始（ ）か月	*今までにかかった病気等がありますか。（はい・いいえ） （病名： ） *「ひきつけ」や「けいれん」を起こしたことがありますか。（はい・いいえ） ⇒「はい」の場合 *回数（ 回） *時期（ ） *原因 ・熱（ ℃）が出た時起こる ・熱が出なくても起こる ・泣いた時起こる
話しはじめはいつからですか。《例：ママ・ブーブーなど》	*入院したことがありますか。（はい・いいえ） ⇒「はい」の場合 *病名（ ） *入院期間（ 年 月 日～ 年 月 日）
*話し始め（ ）才（ ）か月頃から *お話ができますか・喃語（アーアー）程度 ・単語程度 ・2語文 ・会話のやりとりができる	*現在、通院していますか。（はい・いいえ） ⇒「はい」の場合 *病名（ ） *通院状況（ ）
予防接種を行っているのはどれですか。 ※1回でも接種したことがあるものには○を付けてください	*薬の服用がありますか。（はい・いいえ） ⇒「はい」の場合 *薬名（ ） *いつから飲んでいますか。（ 年 月から） *服用時間帯（1日 回 / 朝・昼・夜）
・五種混合（三種混合・ポリオ・Hib） ・BCG ・MR（麻しん・風しん） ・日本脳炎 ・肺炎球菌 ・水痘（水ぼうそう） ・B型肝炎 ・おたふく ・ロタ ・その他（ ）	*アレルギー体質 ・アトピー性皮膚炎 ・ぜんそく ・薬過敏 ・その他（ ）
定期健診について	
定期健診を受診していますか	はい ・ いいえ
受診した医療機関名	
直近の健診実施日	（ 年 月 日 歳 か月健診）
健診結果	健康 ・ 要観察
*「要観察」の場合、指摘事項を詳しくご記入ください。	*「はい」の場合、下記のどの施設ですか。 ・児童相談所 ・療育センター ・マザーズホーム ・子育て支援センター ・親子教室 ・保健センター ・こども発達相談センター ・病院（ 科） ・その他（ ） *どのような相談内容ですか
視力が気になって受診したことがありますか。	はい ・ いいえ
聴力が気になって受診したことがありますか。	はい ・ いいえ
*その他、体調面で気になる事があればご記入ください。	

食物アレルギー食等について	
*以下の食材は食べていますか。（※1） 食べているものにチェックを入れてください。 □卵 □牛乳 □小麦 □大豆 □ごま *現時点で判明している食物アレルギーがありますか。 □はい □いいえ □離乳食前であるため不明 ⇒「はい」の場合の食材 （ ） *宗教上又はその他の理由で食べられない食物がありますか。 □宗教（ ） □その他（ ） 食材（ ） *希望する保育園に相談していますか。 □はい □いいえ	（※1）左記の食材については、保育所等で給食に用いられる頻度が高いです。そのため、児童が食べていない食材がある場合は、保育所等に入所する前に一度ご家庭で食べていただき、症状が出ないかどうかをご確認ください。 【ご注意】 保育所等では、アレルギーの原因となる食材料や宗教上食べられない食材料を取り除いた除去食や代替食を可能な範囲で行っていますが、対応が困難な場合にはお弁当の持参をお願いすることもあります。 <u>一部保育所等ではアレルギーや宗教食に対応していないことがありますので、ご申請前に各保育所等に必ず確認してください。</u> 利用承諾後に実施する保育所等での説明会にて、食物アレルギー給食の開始にともなう必要書類(主治医の意見書等)について説明がありますので、児童に食物アレルギーがある場合は説明会時にお申し出ください。 また、保育所等で栄養士や看護師との面談を行っていただきます。 《特記事項(市記入欄)》

育児（産後）休業明けでの利用申込に関する申告・誓約書

※育児（産後）休業明けでの申請となる方は、必ずご記入のうえご提出ください。

児童氏名	男・女	児童 生年月日	年	月	日生（才）
------	-----	------------	---	---	-------

船橋市長 あて

1. 保育施設の利用申込みにあたり、育児（産後）休業からの復職について、次のとおり申告します。 （いずれかに☑してください）	
1	☐ 直ちに復職を希望する
2	☐ 希望保育所等が利用不承諾であれば育児休業の延長も許容できる

2. 育児（産後）休業明けでの申請について、以下のことについて理解し、利用申込みをします。	
1	上記1で「1. 直ちに復職を希望する」を選択し、提出された「就労証明書」により就労条件及び復職の予定について確認できた場合には、基準点数（就労）に復職予定の調整点1にて2点（令和8年度からは20点）を加点して利用調整を行います。
2	上記1で「2. 育休延長も許容できる」を選択し、提出された「就労証明書」により就労条件及び復職の予定について確認できた場合には、減点適用（-35点（令和8年度からは-350点））し利用調整を行います。ただし、必ず不承諾となることをお約束するものではありません。
3	「復職」とは、育児（産後）休業を取得している職場に、「就労証明書」に記載された労働契約上の条件（就労日数・就労時間）で復帰することをいいます。 同じ勤務先内で部署、勤務地、派遣先が変更となる場合も復職に含まれます。ただし、育児短時間勤務制度を利用することは可能です。 同じ職場に復帰する場合でも労働契約上の就労日数や就労時間が減る場合や、同じ就労条件でも転職（派遣元の変更を含みます）する場合は、「復職」ではないため、利用調整において、基準点数は復職予定の調整点数を加点しません。
4	上記1でご選択いただいた項目を変更する場合は、「保育所等利用申込の希望変更届」をご提出ください。

3. 現在育児（産後）休業を取得中であり、保育所等の入園が決定した場合、以下のことについて誓約します。	
1	保育施設に入園した月の翌月15日までに必ず利用申込時に提出した「就労証明書」に記載の勤務先、労働契約で就労すること。
2	市が指定した期限までに、船橋市指定の「就労証明書」を提出すること。（※「復職日（予定）年月日」を必ず記載すること。）
3	下記AからDに該当する場合は入園の内定を辞退すること。 または保育の実施を解除されること（退園）になっても異議を申し立てないこと。
A	市が指定した期限までに就労を開始できない場合
B	育児（産後）休業を取得していた勤務先で就労せず転職した場合（派遣社員は派遣元の変更を含む） ※ 人事異動に伴う勤務地や部署等の変更は、転職に含まない
C	上記に記入した労働契約上の就労時間、就労日数から時間等を減らして復職した場合 ※ 労働契約を変更しない時短勤務は可
D	復職後に就労証明書を提出しなかった場合

【署名欄】

誓約年月日 年 月 日

住所

保護者氏名